

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	「公共下水道」（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和50年3月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	上山市	職員数*（H19. 4. 1現在）	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	「136円（H17）」	公営企業債現在高（百万円）	5,975（H18）
累積欠損金（百万円）	「0（H18）」	利益剰余金又は積立金（百万円）	0（H18）
不良債務（百万円）	「0（H18）」	財政力指数*	0.492（H18）
資金不足比率（%）	「0（H18）」	実質公債費比率*（%）	18.6（H18）
		経常収支比率*（%）	92.8（H17）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	下水道事業経営健全化中期計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	上山市長 横戸 長兵衛
既存計画との関係	上山市公共下水道事業中期経営計画（平成17～21）
公表の方法等	上山市ホームページ、議会への説明
基本方針	公営企業運営の基本とする経営の健全化を図るため、公費負担に係る以外の費用の70%以上の経費回収率を料金収入で賄うものとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		158	559	717
	補償金免除額		36	67	103
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		21	0	21

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業		157,541	558,574	716,115
合 計 (A)		0	157,541	558,574	716,115
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	157,541	558,574	716,115

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業		20,818	0	20,818
合 計 (A)		0	20,818	0	20,818
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	20,818	0	20,818

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>○平成23年度には、平成22年度までのような多額の平準化債を借り入れが出来なくなること、及び平成18年度から新たに認められた污水公費繰入額を基準の17%としたことから、基準外繰り出しが発生する。</p> <p>○下水道事業として整備している雨水管を「都市下水路」として、公共下水道事業着手前から整備し、昭和60年度に「都市下水路」を「雨水幹線」に切り替えていることから、公共下水道の資本費に占める雨水の割合は整備の割には低くなっている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 合理的な処理場施設の管理</p> <p>既に25年経過している処理場は電気・機械設備の一部は更新しているが、更新では多額の費用を要することから大半の電気・機械設備は従来のものである。状況把握に努め、部分的な修繕で対応するものと計画的な更新を使い分け、合理的かつ施設延命化を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 有収水量の確保</p> <p>下水道管を整備しても、各戸から水洗化として排水設備を設置してもらえなければ、下水道使用料金として整備費用を回収できないことになる。このため、整備家庭及び事業所に対し、水洗化を促進する必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 合理的な污水处理施設の選択</p> <p>地区毎の污水处理計画を定めた生活排水処理基本計画は、地区内であっても離れた人家は整備対象計画としない経済比較等に基づき、引き続き同計画を適正に推進する必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 管路施設の更新及び老朽管対策</p> <p>事業に着手してから30年経過しており、この間に整備基準も変わってきていることから、既設管の損傷程度の把握を行い、耐震化、更新順位、更新方法を精査した整備計画が必要である。</p>
	<p>課 題 ⑤ 農集排との併合について</p> <p>集合処理として農集排も5箇所整備しているが、公共下水道整備区域と隣接している処理区もある。今後、農集排によって整備した施設も老朽化していくことから、農集排を公共下水道へ併合することも視野に入れて、事業計画を見直していく必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	539.1	679.3	564.0	575.3	547.1	638.1	621.6	650.3	673.1	697.7
		(1) 営 業 収 益 (B)	466.4	514.5	501.1	511.8	509.1	541.5	530.2	555.6	557.5	566.8
		ア 料 金 収 入	443.7	411.5	438.4	448.4	499.0	498.0	502.5	504.4	506.2	508.0
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ウ そ の 他	(22.7)	(103.0)	(62.7)	(63.4)	(10.1)	(43.5)	(27.7)	(51.2)	(51.3)	(58.8)
		(2) 営 業 外 収 益	72.7	164.8	62.9	63.5	38.0	96.6	91.4	94.7	115.6	130.9
		ア 他 会 計 繰 入 金	72.7	164.8	62.7	63.4	29.5	96.0	90.8	94.1	115.0	130.3
	イ そ の 他	0.0	0.0	0.2	0.1	8.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	517.2	576.2	491.8	517.8	408.6	438.1	391.8	387.2	389.7	395.8
		(1) 営 業 費 用	219.0	300.2	243.8	279.7	190.2	222.4	216.0	216.0	216.0	216.0
		ア 職 員 給 与 費	27.9	24.6	12.6	10.5	7.7	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4
		うち退職手当	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		イ そ の 他	191.1	275.6	231.2	269.2	182.5	195.0	188.6	188.6	188.6	188.6
		(2) 営 業 外 費 用	298.2	276.0	248.0	238.1	218.4	215.7	175.8	171.2	173.7	179.8
		ア 支 払 利 息	11.8	12.2	13.9	15.1	19.4	24.7	25.7	25.6	25.6	25.5
うち一時借入金利息		0.3	0.0	0.4	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
イ そ の 他	12.2	12.6	7.1	11.9	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	21.9	103.1	72.2	57.5	138.5	200.0	229.8	263.1	283.4	301.9		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	688.1	723.3	739.8	1258.6	836.9	618.3	576.6	790.1	831.2	519.2
		(1) 地 方 債	183.0	151.3	368.7	617.0	586.2	512.3	470.6	684.1	698.7	365.6
		(2) 他 会 計 補 助 金	432.2	405.2	212.5	197.3	23.5	0.0	0.0	0.0	0.0	47.6
		(3) 他 会 計 借 入 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(5) 国（都道府県）補助金	56.0	103.0	106.5	367.2	219.3	100.0	100.0	100.0	126.5	100.0
		(6) 工 事 負 担 金	16.9	63.8	52.1	77.1	7.7	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
		(7) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	688.1	723.3	739.8	1258.5	972.7	774.9	981.6	973.5	771.1	630.9
		(1) 建 設 改 良 費	178.0	267.4	273.2	787.8	517.3	331.0	513.5	513.5	369.0	300.0
		うち職員給与費	7.1	9.6	15.3	16.9	20.9	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	510.1	455.9	466.6	470.7	455.4	443.9	468.1	460.0	402.1	330.9
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(5) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0.0	0.0	0.0	0.1	-135.8	-156.6	-405.0	-183.4	60.1	-111.7		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	(%)	47%	41%	47%	47%	61%	60%	61%	62%	67%	77%
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	52%	66%	59%	58%	63%	72%	72%	77%	85%	96%
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準内繰入金	100	80	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準外繰入金	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
	資本的収入分	100	100	100	100	100	0	0	0	0	100
	うち基準内繰入金	6	7	1	5	100	0	0	0	0	23
	うち基準外繰入金	94	93	99	95	0	0	0	0	0	77
うち赤字補てん的なもの											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/□) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/□) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年度に下水道使用料金を見直し、平成18年1月検針から新料金体系による下水道使用料金(12.9%増加)を適用し、緩やかに水洗化人口が増加し、これに伴い下水道使用料金も増加していくものとしている
2 他会計繰入金の見込み	平成16年度から平成23年度まで資本費平準化債を借入することにより、平成22年度までは一般会計からの繰入金は基準内繰入金以内であり、平成23年度以降は繰入金は2億円前後で推移すると見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	健全化計画の終了年度としている平成23年度末の起債残高は平成18年度時点よりも増加する見込みであるが、他の事業との関連から、避けることができないものと考えている。(詳細は起債残高増加理由書参照)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成16年度から平成23年度まで資本費平準化債、平成18年度以降特別措置分の起債を枠内で借り入れることを前提としている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	下記事項の実施により人件費の削減を図る。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プランに沿って人員削減を実施しており、現状、公共下水道事業には4人従事しているが、計画・管渠工事・処理場管理・排水設備・これらに付随する事務・使用料徴収・受益者負担金管理等を、最小限の人員で行っている。
○ 給与のあり方	財政再建計画に基づき常勤特別職、非常勤特別職のほか、一般職の6%のカットを実施しているほか以下のとおり実施する。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月国家公務員の給与構造改革に合わせ、給与体系を改正している。併せて、新たなワタリについては廃止し、職務給の原則に沿った給料体系の構築を進めている。成績・成果に応じた処遇については、人事評価制度を確立(19年度より管理職にのみ導入)した段階で実施していく予定。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	県内でも高水準にある給与体系(一般職の99%)を見直す方向で職員団体と検討を行っている。また、技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針について平成20年3月まで公表する。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、希望退職のインセンティブになっていることから、平成19年度はその幅を縮小して実施し、平成20年度には廃止する。
◇ 福利厚生事業のあり方	市が職員厚生組織に委託していた慶弔及び福利厚生事業については、職員厚生組織の事業に位置づけ、平成17年度からは実施しないこととした。なお、健保組合は組織していない。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	「Ⅱ財政状況の分析」の課題に対し、下記の内容で対応する。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 ①②④ 処理場の運転管理については、昭和56年度の供用開始当初から民間委託を実施し、昭和60年度に下水道課廃止、さらに平成14年度からは処理場の管理要員(市職員)を引き上げ、人件費の圧縮を実施しているが、今後とも、低コストな運転管理方法等、さらに受託者と協議しながら効率化を推進する。又、人口減少による下水道使用料収入の減額を穴埋めできる水洗化人口を新たな整備によって確保する。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 ① 処理場の運転管理の全部を民間委託しているが、処理場の状況把握、指導監督は欠かせない。指定管理者制度やPFIの活用については、供用開始して25年経過した施設であり、老朽化した施設を引き継ぐことになることから、いますぐの、これらの制度導入は難しいものの、民間活用については引き続き、競争性を確保しながら推進を図る。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	<p data-bbox="152 347 600 435">○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p data-bbox="618 363 2134 419">平成18年1月検針から、料金引き上げ(改正率12.9%)による新下水道料金体系に移行した。これによって20立方メートル/月での下水道料金の県内12市での水準は9位から5位までであったが、今後とも、経営状況を見定めながら適正化を図っていく。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	<p data-bbox="152 630 600 686">○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p data-bbox="618 646 1888 670">公募委員を含む上山市行財政改革推進市民委員会を公開で開催し、行政改革や財政状況に関し広く情報を提供している。</p> <p data-bbox="152 766 376 798">○ 行政評価の導入</p> <p data-bbox="618 774 1960 798">平成18年度に「業務棚卸」を試行し、現在「上山市業務マネジメントシステム」として整備中で、平成20年度から本格的に実施する。</p>
5 その他	<p data-bbox="618 869 2116 949">課題 ③⑤ 集合処理整備手法とした集落であっても、全戸を対象とすることにこだわることなく合理性を優先し、さらに、将来的には5箇所の農業集落排水事業によって整備した処理場の老朽化等の要因で見直す場合には、公共下水道への切替も視野に入れるものとする。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	既に、4人体制で下水道事業を運営していることから、さらなる純減は難しい。人件費の総額抑制については一般会計に属する職員の給与水準と合わせ、適正に管理する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成18年1月検針から、料金引き上げ(改正率12.9%)による新下水道料金体系に移行した。これによって20立方メートル/月での下水道料金の県内12市での水準は9位から5位まで上がり、また、年間5千6百万円の料金増加となった。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	計画期間(平成19~23)内は、平準化債の利用によって、平成22年度までは基準外繰出しは解消され、また起債償還のピークを過ぎていることから、平成23年度以降の起債償還額は平準化されることによって一般会計からの繰入額も平準化される。この平準化した時期に、下水道事業財政健全化の一環として、基準外繰出しの解消を図るべく料金見直しが必要と考えられる。
4 その他	平成19~23年までの期間中、既設住宅地を対象とした下水道整備以外に、他の公共事業に伴い先行投資として同調施行するものや、性質上、一般会計で負担することが馴染まない事業が見込まれる。その事業は①競馬場跡地開発関連 ②蔵王みはらしの丘区画整理事業に伴って整備した須川調整池土地買上である。計画的な修繕によって、更新が必要な設備の建設費を削減することによる効果を改善額として見込むものとする。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	22,620	22,787	22,927	22,999	23,005		22,951	22,999	23,046	23,091	23,133		
	A 増減	406	167	140	72	6	791	-54	-6	41	86	128	195	
	水洗便所設置済人口(人)	19,877	20,006	20,211	20,434	20,543		20,541	20,631	20,719	20,805	20,889		
	B 増減	772	129	205	223	109	1438	-2	88	176	262	346	870	
	水洗化率(%)	88.2	88.4	88.6	88.9	89.3		89.5	89.7	89.9	90.1	90.3		
	C 増減	2.1	0.2	0.2	0.3	0.4	3.2	0.2	0.4	0.6	0.8	1	3	
	有収水量(□)	2,799,690	2,597,058	2,785,119	2,800,104	2,779,206		2,796,525	2,836,873	2,849,013	2,860,931	2,922,022		
	D 増減	75,690	-202,632	188,061	14,985	-20,898	55,206	17,319	57,667	69,807	81,725	142,816	369,334	
	② 使用料単価(円/□) (使用料収入/有収水量)	158	158	157	160	180		178	177	177	177	174		
	E 増減	0	0	-1	3	20	22	-2	-1	0	0	-3	-6	
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)				12.9		12.9							0	
F 増減													0	
④ 取納率(%)	98.2	98.1	97.7	97.6	98.3		98	98	98	98	98	98		
G 増減	0	-0.1	-0.4	-0.1	0.7	0.1	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	-1	
⑤ その他()							0						0	
H 増減													0	
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	116,600	128,625	125,275	127,950	127,275		135,375	132,550	138,900	139,375	141,700		
	増減	61000	12,025	-3,350	2,675	-675	71,675	8,100	5,275	11,625	12,100	14,425	51,525	
	職員数(人)	6	4	4	4	4		4	4	4	4	4		
	増減	-2	-2	0	0	0	-4	-6	0	0	0	0	-6	
	管理運営費(千円)	191,100	275,600	231,200	269,200	182,500		958,500	188,600	188,600	188,600	188,600		
	I 増減	-48,608	84,500	-44,400	38,000	-86,700	-57,208	776,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	800,400
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	8	11	9	11	7		38	8	8	8	8	8	
	J 増減	-3	3	-2	2	-4	-4	31	1	1	1	1	1	35
	汚水処理原価(円/□) (汚水処理経費/有収水量)	334	387	334	340	295		296	284	278	258	223		
	K 増減	2	53	-53	6	-45	-37	1	-11	-17	-37	-72	-136	
汚水処理原価(維持管理費)(円/□) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	83	120	90	104	70		80	76	76	75	74			
L 増減	5	37	-30	14	-34	-8	10	6	6	5	4	31		
M 増減							0						0	
⑦ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	47	41	47	47	61		60	61	62	75	74			
増減	0	-6	6	0	14		-1	0	1	14	13			
⑧ 累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
増減														
⑨ 企業債現在高(百万円)	6,101	5,788	5,698	5,845	5,975		6,102	6,318	6,557	6,520	6,424			
増減	-327	-313	-90	147	130		127	343	582	545	449			
収入の確保	使用料収入(千円)	443,706	411,519	438,389	448,355	499,294		498,010	502,495	504,431	506,235	507,962		
	改善額	16,242	-15,945	10,925	20,891	71,830	87,701	-1,284	3,201	5,137	6,941	8,668	22,663	
	①有収水量の増加	16,242	-15,945	10,925	15,290	15,412	25,682	-1,284	3,201	5,137	6,941	8,668	22,663	
	②使用料の適正化	0	0	0	5,601	56,418	62,019	0	0	0	0	0	0	0
	③取納率の向上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	④その他()	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
経営の効率化	管理運営費	191,100	275,600	231,200	269,200	182,500		195,000	188,600	188,600	188,600	188,600		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	34,976	34,199	27,915	27,471	28,553		28,938	28,938	28,938	28,938	28,938		
	改善額	0	17,500	17,500	17,500	18,550	71,050	0	0	0	0	0	0	
	⑤職員給与費の適正化(一律6%カット)	0	0	0	0	1,050	1,050	0	0	0	0	0	0	
	維持管理費(上記以外の適正化 (処理場管理要員2人引き上げ))	0	17,500	17,500	17,500	17,500	70,000	0	0	0	0	0	0	
	うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥(計画的修繕による更新費用削減)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
改善額	0	0	0	0	0	0	0	9,370	44,177	66,041	0	119,588		
計画前5年間改善額 合計							158,751						142,251	
											(参考) 補償金免除額	103,114		

○計画前年度において使用料単価150円/□(20□当たり3,000円)未満(処理原価が150円/□未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等